

実定法研究者の視点から考える：「寄附者助言信託」を中心に

大阪大学 大塚智見

1 はじめに

「寄附者助言信託」：財産拠出後も寄附者が指図や助言により信託事務の処理について何らかの影響力を行使しうる仕組みを備えた公益信託

(←アメリカを中心に発展してきた Donor Advised Fund(DAF)に示唆を受けたもの)

・公益信託事務の処理に寄附者の意向を反映させ、かつ、財産を拠出する段階で税制優遇を与えることで、社会全体における公益への支出を増やすことを期待できる

⇒寄附者の関与が強く残る段階で、公益信託認可をすること、及び、税制優遇を与えることに對して、制度が濫用される可能性があるなど一定の懸念が示される

→新しい公益信託法において、「寄附者助言信託」のように寄附者の意向を公益信託事務の処理に反映させる仕組みがどの程度許容されるかは残された課題とされる

本報告の課題

- ・公益信託において、委託者に公益事務の処理(寄附先の選定など)についての指図権を与えることはどの程度許容されるか→信託行為の定め・公益信託認可の基準(2)
- ・委託者の指図にはどのような効力があるか→受託者・信託管理人の義務(3)
- ・指図権を与えられた委託者の地位をどのように扱うか→委託者の地位の移転・相続(4)

※検討対象の限定

- ・「指図」＝法的拘束力を有するもの⇒法的拘束力を有しない「助言」を除く
- ・「委託者の」指図⇒委託者以外の寄附者や第三者の指図を除く
- ・「公益事務の処理」についての指図⇒公益事務以外の公益信託事務(信託財産の運用など)についての指図を除く

2 委託者に対する指図権の付与

公益信託の委託者に(信託法との比較において)どのような権限を与えるべきか？

①利害関係人としての権限のみ(信託法 38 条 6 項など)

②受益者の定めのある信託の委託者の権限

(ア)デフォルトとして有する権限(36 条など)→信託行為において制限可能(145 条 1 項)

(イ)信託行為において付与できる権限(145 条 2 項、44 条に基づく差止請求権など)

③目的信託の委託者の権限：信託契約による目的信託の場合、委託者が 145 条 2 項の権利を有する旨が定められたものとみなす→変更不可(260 条 1 項)

＝委託者による監督の仕組み(※遺言信託による場合は信託管理人必置(258 条 4 項))

→②を採用(信託法 145 条・258 条 1 項カッコ書、公益信託法 33 条 3 項)

∴公益性の確保・税制優遇の観点から委託者の関与により公益信託の運営が左右される状況はできる限り避けるべき、受託者の任務懈怠による信託財産の損傷を防ぐために財産の拋出者が監督権限を行使できることは望ましい、自然人の委託者は死亡の可能性があるものでそのような委託者による監督に過度な期待はできない

公益性の確保・税制優遇の観点から委託者の関与をできる限り避けるべきなのはなぜか？

(i) 特別の利益の供与の禁止(公益信託法 8 条 5 号参照)

∴ある財産が公益のために拋出され、そのために税制優遇が与えられた場合、拋出者(委託者)やその関係者(親族等)がその財産から利益を受けることは許されない

(ii) 委託者のインセンティブ・能力の問題

∴ある財産が公益のために拋出され、そのために税制優遇が与えられた場合、拋出者の意思や能力の如何にかかわらず、その財産は公益のために適切に利用されなければならない

公益信託において、委託者に指図権を付与することができるか？

・委託者の指図を自由に認めることは(i)(ii)の観点から問題がある

→指図権を認めるためには、(i)(ii)の観点から問題が生じないように一定の限定を課すこと、その権限の範囲を信託行為において明示することが必要となる

→信託行為の内容として公益信託認可(公益信託法 8 条 1 号・5 号) + 変更の認可(12 条 1 項、権限の範囲に関する限り軽微といえない?)の対象となる

信託行為の定め具体例

・指図により選択可能な寄附先を限定する(ex. 法学部を設置する大学、信託行為に定めた「公益信託の目的」に適合する者)

・信託管理人が承諾することにより指図が効力を有するものとする

3 委託者の指図の効力

公益信託についてどのようなガバナンスの仕組みを用意するか？

→信託管理人(≠委託者)を中心とする監督:信託管理人を必置とする(公益信託法 4 条 2 項 2 号)、委託者の権限を受益者の定めのある信託の委託者と同じものとする(前述)

委託者ではなく受託者・信託管理人によるガバナンスを中心に据えるのはなぜか？

(i)(ii)に加え、

(iii) 受託者・信託管理人は善管注意義務等の義務を負い、軽減できない(信託法 29 条等)

(iv) 受託者・信託管理人の能力が公益信託認可の基準となる(公益信託法 8 条 2 号・3 号)

(v) 受託者・信託管理人の交代の可能性がある(信託法 58 条・59 条・128 条・129 条)

委託者の指図にどのような効力を与えるべきか？

＝委託者の指図が受託者や信託管理人の義務にどのような影響を与えるか？

→(i)～(v)の観点から、受託者や信託管理人を中心とする仕組みであるという前提を崩してはならず、委託者の権限が受託者や信託管理人の権限を代替してはならない

→受託者が委託者の指図に従う義務のみを負い、指図に従うことで公益目的に反する事務処理をした場合に何らの責任も負わないと解することはできない

委託者の指図の効力に関する具体的規律

①受託者は原則として指図に従う義務を負うが、指図が適切であるかを判断しなければならず、指図が不適切であると判断した場合に委託者に適切な指図を求める義務を負う

②受託者は原則として指図に従う義務を負うが、指図が適切であるかを判断しなければならず、指図が不適切であると判断した場合に自ら適切な事務処理を行う義務を負う(場合によっては、委託者に適切な指図を求めることも可)

③受託者は自ら適切な事務処理を行う義務を負い、その判断の過程で指図の内容を考慮しなければならない(※助言との差異は小さい)

→①が最も委託者の意向を反映させるものであるが、委託者が適切な指図を行わない(行えない)場合に公益支出が滞るという難点がある

→上記難点が信託行為において克服されていない限り、②又は③と解すべき(※②か③かは、信託行為において指図がどの程度重視されているかによる)

→①～③いずれの解釈をとっても、受託者に義務違反(のおそれ)がある場合、信託管理人は差止請求権等の監督権限を行使可能(※委託者に監督権限を付与することも可能)

4 委託者・指図権者の地位

指図権を与えられた委託者の地位を第三者に移転することができるか？

・公益信託において委託者の地位を委託者の意思によって移転することは禁じられず＝委託者は、受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、委託者の地位を第三者に移転することができる(信託法 146 条)

→委託者の変更は公益信託法 12 条 1 項という信託の変更に該当するとも考えられ(府令案 1 条 1 号参照)、変更の認可又は届出の必要がある

・指図権を与えられた委託者の地位についても、信託法 146 条の方法による移転が可能

→指図権を有する者が誰であるかは公益性の観点からも重要な事項であることから、指図権を与えられた委託者の変更があった場合、変更の認可が必要である

指図権を与えられた委託者が死亡した後の公益信託事務の処理はどのように規律されるか？

・公益信託において委託者の地位は相続されない(公益信託法 33 条 2 項)

∴公益目的と委託者の相続人との間に利害対立あり

→委託者が自然人である場合、委託者が死亡した後の取扱いを信託行為で示しておくべき
ex. 委託者死亡後の新たな指図権者を指名しておく(※その者が自然人の場合は死亡のおそれあり)、受託者又は信託管理人が新たな指図権者を選任する、信託管理人が指図権を行使する、指図権者のいない公益信託とする、公益信託を終了する

委託者が適切に指図権を行使しない(できない)場合にどのような対応をすることができるか？

- ・受託者が自ら判断して信託事務の処理をすることができる(←受託者の義務の解釈による)
- ・委託者(又はそれと切り離された指図権者)の解任・新たな委託者(指図権者)の選任(信託法 58 条 4 項・62 条 4 項の類推適用?)

5 おわりに